

# 貸出の状況（単体）

## 貸出金の業種別構成

（金額単位 百万円）

区分		平成 16 年度中間期末	平成 17 年度中間期末	平成 16 年度末
国内店	製造業	5,582,342	5,154,015	5,321,715
	農業、林業、漁業及び鉱業	120,620	136,050	125,574
	建設業	1,654,954	1,351,155	1,618,372
	運輸、情報通信、公益事業	3,080,967	2,671,461	2,737,386
	卸売・小売業	5,423,608	5,301,410	5,310,881
	金融・保険業	5,065,594	4,855,505	5,158,754
	不動産業	6,340,604	6,597,016	5,982,960
	各種サービス業	5,541,499	5,797,297	5,705,901
	地方公共団体	438,500	483,328	583,515
	その他	14,271,284	14,517,921	14,128,584
	合計	47,519,976	46,865,161	46,673,647
海外店	政府等	38,221	82,923	75,824
	金融機関	257,118	248,563	237,276
	商工業	2,803,980	3,581,686	2,994,018
	その他	104,310	170,822	86,819
	合計	3,203,631	4,083,996	3,393,938
総合計	50,723,607	50,949,158	50,067,586	

（注）海外店には特別国際金融取引勘定分を含めております。

## 個人・中小企業等に対する貸出金及び割合

（単位 百万円、％）

区分	平成 16 年度中間期末	平成 17 年度中間期末	平成 16 年度末
中小企業等貸出金残高	34,893,305	34,859,483	35,291,150
中小企業等貸出金比率	73.4	74.4	75.6

（注）1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分を含めておりません。  
2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

## 消費者ローン残高

（金額単位 百万円）

区分	平成 16 年度中間期末	平成 17 年度中間期末	平成 16 年度末
消費者ローン残高	13,908,345	14,426,158	14,230,648
住宅ローン残高	12,842,232	13,454,572	13,240,449
うち自己居住用の住宅ローン残高	9,015,628	9,663,175	9,451,330
その他ローン残高	1,066,113	971,585	990,198

（注）住宅ローン残高については、住宅ローン・アパートローンに加えフリーローンなどで資金使途が居住性のもも含めております。

## リスク管理債権

(金額単位 百万円)

区分	平成 16 年度中間期末	平成 17 年度中間期末	平成 16 年度末
破綻先債権	59,229	72,184	45,931
延滞債権	1,552,410	898,868	1,238,022
3 カ月以上延滞債権	46,812	51,310	26,902
貸出条件緩和債権	732,317	329,258	425,006
合計	2,390,768	1,351,621	1,735,863

### 各債権の定義

「破綻先債権」：未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金

「延滞債権」：未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金を除いた残りの貸出金

「3 カ月以上延滞債権」：元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3 月以上延滞している貸出金( 除く 、 )

「貸出条件緩和債権」：経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出金( 除く ~ )

## 金融再生法に基づく開示債権

(金額単位 億円)

区分	平成 16 年度中間期末	平成 17 年度中間期末	平成 16 年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,811	3,017	4,483
危険債権	11,241	7,238	9,244
要管理債権	7,792	3,805	4,519
( 小計 )	(24,844)	(14,060)	(18,246)
正常債権	536,734	549,707	534,526
合計	561,578	563,767	552,772

### 各債権の定義

本開示債権は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年法律第 132 号)第 7 条に基づき開示するものであり、同法第 6 条に基づき、( 中間 )貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券( 使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分しております。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

「危険債権」：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

「要管理債権」：3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権( 除く 、 )

「正常債権」：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 から までに掲げる債権以外のものに区分される債権